

危機管理委員会設置の目的、経緯及び内容等について

新世代委員会アドバイザー 本山 新三（篠山）

今回第2680地区に危機管理委員会が設置されることとなりました。なぜこのような委員会が必要なのか、又、何をする委員会なのか、クラブとの関係等を説明することとします。

2004年の大阪国際大会にて、青少年交換学生が性的虐待やハラスメントに遭っていた事実が報告されました。すでにその当時、それらの容疑で禁固刑で服役中の元ガバナーがいること、オーストラリアではマスコミがその問題を取り上げ、大きな社会的反響を呼ぶと同時にRIはその件で告訴され、数千万単位の賠償金を支払ったことが判明しました。

振り返ってみるに、ロータリークラブはそれらの問題に対して対策方針を持っていないことが明らかになりました。日本のそれぞれの地区・クラブにおいて、もし何らかの訴訟が起こされた場合、対策方針が無い現在においては、原則としてすべての責任はガバナーが負わねばならない事になります。今回、事の発端は「青少年交換プログラムにおける虐待とハラスメント」ですが、すこし考えればそれだけでなく「ロータリーの奉仕活動」、RYLA・インターアクト・ローターアクト等の青少年関係活動を始め、あらゆるロータリー奉仕活動には常に危険・責任・告訴等の危険が内在する可能性を持っています。それらに対して、いわば「危機管理」に対してロータリーは真剣に考えなければならない時期にさしかかっていることが認識されました。

RI 基本姿勢設定

RIは「青少年交換プログラム」に於いて「虐待とハラスメント予防対策設定」として、2005年シカゴ大会の前に世界の各地区に以下の主要対策を要請しました。

- ①各地区の青少年プログラムは法人化し、それによって責任の所在地を明確にすると同時に、訴訟等が発生したときのために保険に加入すること。
- ②青少年交換に関わる全ての関係者（ロータリアン、ホストファミリー等全ての関係者）の過去の犯罪歴の調査を行うこと。
- ③危機管理委員会を設置（問題発生時のマスコミ対策、関係官庁への通告・連絡、等あらゆる側面の検討・判断を行うロータリアン以外の有識第三者を複数構成員に持った客観的判断が出来る委員会）すること。

RIは上述の内容を含む数十ページに及ぶ「ロータリー青少年交換・虐待とハラスメント予防に関する地区及びクラブの方針の指針」（以下RIポリシーと略）を発信しました。

主たる内容

- ①各地区はそれぞれに「地区方針」を作成すること。
- ②「2006-2007年青少年交換認定申請書式」にガバナー・地区青少年交換委員長がサインし、その地区方針とともにRI本部に提出すること。
- ③RIの「認証」（あるいはその地区方針が完全でない場合は「仮認証」）をとること。
- ④それがなければ2006-07年度のロータリー青少年交換は認めないこと。

このような状況を受けて「ガバナー会青少年交換委員会」は34地区がそれぞれ別々にそれぞれの「地区案」を作成するよりも、日本各地の代表者13名よりなる「RI指針検討委員会」を設置、昨年7月より「日本版ポリシー」作成にかかり、2006年5月に長崎で開催の「全国青少年交換研究会」（長崎会議）で、この「日本版ポリシー」は承認されました。そして33地区（第2720地区のみ不参加）のガバナー・青少年交換委員長のサインを添付の上、RIに提出しました。

その結果、2006年7月4日 RI より33地区宛「仮認定書」が送られましたので、第2680地区では、次年度の青少年交換学生の選考を行うことができました。

今後、2007年6月30日までに「本認定」を取る必要があります。

そのための手続き

①法人化と保険加入：保険加入の容易性のため全国統一した法人化で、NPO を念頭において設立を図る。

これは10月24日のガバナー会です承された。

②犯罪歴調査について：調査の必要はなくなったが、関係者の評価をする方法を検討する。

③危機管理委員会の設置について：第2680地区「危機管理委員会設置に関する検討委員会」を設置した。

RI ポリシーの骨子は三点よりなります。そのうち「日本版ポリシー」は受け入れられ、RI より仮認定を受け、加藤ガバナー年度の青少年交換は可能となりましたが、本認定を受けなければ、三木ガバナー年度の青少年交換はストップします。残る二つのうち、その一は各地区独自の危機管理規定作成であり、その二は賠償責任保険に加入する事です。これに関しては、日本34地区合同で対処する事になっています。

危機管理規定に関しては、9月より新世代委員会を中心に10名の委員が委嘱され、精力的に4回の会合を持ちました。二人の法律家（安平・滝澤弁護士）により条文が作られ、RI の要求する条件を満たすべく審議しました。

外部委員2名以上となっていますが4名の有識者を選任し同意を得ました。女性2名以上ですが、内部（神戸西 RC）1名、外部2名計3名選出しました。弁護士、医師もクリアしました。

この委員会は、何か事が起こった場合の委員会であるので、かかる事態が起こらないよう希望するものです。そして、関係クラブには、相談員を置き対処することにしました。

ロータリアン、カウンセラー、ホストファミリーの皆様は、ハラスメントを充分理解し、かかる事態を起こさぬため慎重に対応されるようお願いいたします。

国際ロータリー第2680地区 危機管理委員会組織

	名 前	職業	備 考	性別
委員長	本山 新三	医師	新世代アドバイザー	
委 員	三木 明		ガバナーエレクト	
〃	宮本 一		ガバナーノミニ	
〃	秋山 紀史		新世代委員長	
〃	浅野 洋一		国際青少年交換小委員長	
〃	赤穂 哲		ローターアクト小委員長	
〃	常次 佳丈		インターアクト小委員長	
〃	山口 徹		RYLA 小委員長	
〃	滝澤 功治	弁護士	RYLA 小委員	
〃	安平 和彦	弁護士	RYLA 小委員	
〃	武田 寿子		神戸西ロータリークラブ会員	女性
外部委員	アナ・マリア・レオンハルト		海星病院ボランティア	女性
〃	橋本 健志	精神科医	神戸大学保健学科教授	
〃	松尾 恒子	心理学	甲南大学名誉教授	女性
〃	羽下 大信	心理学	甲南大学教授	

国際ロータリー第2680地区危機管理規定

(趣旨)

第1条 本規定は、国際ロータリー第2680地区（以下「当地区」という。）及び当地区内の各ロータリークラブ（以下「各クラブ」という。）において実施される青少年交換プログラム並びにその他の各種の新世代育成プログラムに参加するすべての青少年たち（以下「新世代」という。）に対する身体的・性的・精神的虐待及びハラスメント（以下「ハラスメント等」という。）を予防し、新世代の安全で健全な環境を確保するとともに、新世代に対する交通事故、自然災害等の事故や災害（以下「災害等」という。なお、「ハラスメント等」と「災害等」とを一括して「危機」という。）を未然に防止し、万一これらの危機が発生した場合には、これに適切に対処できるように、必要な事項を定めるものである。

(青少年交換プログラムに関する特則)

第2条 当地区は、当地区及び当地区内の各クラブにおいて実施される青少年交換プログラムに関し、本規定とは別に、青少年交換プログラムに関する日本版ポリシーに沿って、「虐待とハラスメント（嫌がらせ）予防に関する地区およびクラブの方針」（以下「方針」という。）及び「性的虐待およびハラスメントの申し立て報告に関する指針」（以下「指針」という。）を定めるとともに、これに付随する必要な事項を定める。

(ガバナーの責務)

第3条 当地区ガバナー（以下「ガバナー」という。）は、新世代のために安全で健全な環境を確保する最終的な責任を負い、新世代に対する危機を未然に防止し、危機が発生した場合に適切に対処できるように、必要な危機管理体制を構築するものとする。

(新世代育成プログラムに関係する地区委員会の責務)

第4条 新世代育成プログラムに関係する当地区の委員会は、第6条に規定する危機管理委員会との連携の下で、新世代育成プログラムに参加するロータリアン及び新世代に対し、危機を未然に防止するための指導・啓発等を行うとともに、危機が発生した場合は、新世代の安全と健康を確保するために、迅速かつ適切に対応するもの

とする。

(ロータリアンの責務)

第5条 当地区のロータリアンは、新世代の安全で健全な環境を確保するため、新世代を災害等から守るとともに、新世代に対し、自らハラスメント等をしてはならず、他のロータリアン若しくは第三者がハラスメント等をするのを防止しなければならない。

(危機管理委員会)

第6条 当地区に危機管理委員会を置き、次の活動を行う。

- (1) ハラスメント等を防止するための啓発活動及び研修を実施し、その防止に必要な環境整備について、ガバナー及び新世代プログラムに関する委員会の委員長に必要な提言や意見を述べること。
 - (2) 新世代を災害等から保護するための啓発活動及び研修を実施し、災害防止に必要な環境整備について、ガバナー及び新世代プログラムに関する委員会の委員長に必要な提言や意見を述べること。
 - (3) ハラスメント等に起因する問題の解決に関し、第8条に規定する相談員に対し、指導又は助言すること。
 - (4) 当地区及び各クラブにおいて実施される青少年交換プログラム並びにその他の各種の新世代プログラムに参加する新世代に対して、ハラスメント等がなされたとの申し立てがなされたとき、若しくは新世代が災害等を受けたときは、すみやかにその事実関係を調査し、その結果をガバナーに報告すること。
 - (5) 前号の調査結果に基づき、当事者である新世代の安全を確保するために必要なときは、自ら適切な方策を講ずるとともに、必要な対応策をガバナーに提言し、あるいは関係委員会の委員長その他の関係者に対して必要な指示、指導又は要請を行うこと。
 - (6) 第2条の「方針」ならびに「指針」等に定められた活動を行うこと。
 - (7) その他、危機管理又は防止等に関し、必要な活動を行うこと。
- 2 危機管理委員会は、前項の調査や対応をなすに際しては、当事者である新世代の安全やプライバシー等の保護に努めるとともに、ハラスメント等の事案については、加害者とされる者の

権利にも十分に留意しなければならない。

(危機管理委員会の組織)

第7条 危機管理委員会は、次に掲げる13名以上15名

以下の委員をもって組織する。

- (1) 地区新世代委員会アドバイザー
- (2) ガバナー・エレクト
- (3) ガバナー・ノミニ
- (4) 新世代委員会委員長
- (5) 国際青少年交換小委員長
- (6) インターアクト小委員長
- (7) ライラ小委員長
- (8) ローターアクト小委員長
- (9) その他ガバナーが指名又は委嘱する者若干名

2 委員には、ロータリアンでない者（以下「外部委員」という。）を2名以上含めなければならない。

3 委員には、医師及び弁護士の資格を有する者をそれぞれ1名以上含み、かつ、女性を2名以上含むものとする。

4 危機管理委員会委員長は、新世代委員会アドバイザーがこれに当たるものとする。

5 委員長は、危機管理委員会を招集し、活動を統括する。

6 外部委員は、その任期を2年とし、再任することができる。

7 外部委員に対する報酬及び費用の支払いについては、別途定める。

(危機管理委員会の会議)

第8条 危機管理委員会は、必要のある都度開催する。

2 危機管理委員会は、委員のうちの過半数が出席し、かつ、外部委員のうちの少なくとも2名が出席しないと成立しない。

3 議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

4 委員長は、ハラスメント等に関し、必要に応じて、当該事案の関係者に危機管理委員会への出席を求め、必要な説明をさせ、又は意見を聴取することができる。

(相談員)

第9条 ガバナーは、ハラスメント等に関する苦情等の申出及び相談に対応するために、地区内の各クラブに相談員を置くことを勧奨する。

2 相談員は、ハラスメント等に関して、次の活

動を行う。

(1) 苦情・相談を受けること。

(2) 必要に応じ、当事者及び関係者に事実確認を行うこと。

(3) 必要に応じ、当事者に対して助言を行うこと。

(4) 必要に応じ、苦情・相談にかかる事実関係の調査を危機管理委員会へ要請すること。

3 相談員は、ハラスメント等に関する苦情・相談を受けたときは、所属ロータリークラブを介し、又は直接に、その内容を危機管理委員会に報告するものとする。

4 ガバナーは、各クラブに対し、可能な限り女性を相談員に任命するように勧奨するものとする。

(ガバナーの対応)

第10条 ガバナーは、危機管理委員会から危機に起因する問題について報告を受けたときは、危機管理委員会に対して必要な対応を指示し、若しくは自ら対応することができる。

2 ガバナーは、必要と認めるときは、危機の内容や対応について、速やかに国際ロータリーに報告するものとする。

3 ガバナーは、危機の内容について、法令に基づき、第三者の機関（刑事当局を含む。）に通知する必要がある場合は、直ちに通知するものとする。

4 危機の内容について報道機関等の外部に発表するときは、危機管理委員会及びガバナーが協議して定める者がこれに当たるものとする。

(守秘義務)

第11条 危機管理委員会の委員、各クラブの相談員及びその他のロータリーの関係者は、当事者及び関係者のプライバシーの保護に配慮するとともに、知り得た秘密を外部又は他のロータリアンにもらしてはならない。またその任務を退いた後も、同様とする。

(事務)

第12条 危機管理委員会に関する事務は、当地区ガバナー事務所が行い、ガバナーの指名する地区幹事が担当する。

附則

この規定は、平成19年1月1日から施行する。